

[別添 1]

日本年金機構個人情報提供ガイドライン

1 はじめに

年金個人情報の外部への提供については、日本年金機構法第38条の規定及び個人情報保護管理規程に基づき実施することとなる。

国の保有する年金個人情報を機構が情報提供することとなるため、情報提供権限を有する国の「権限の行使」が必要となるところであるが、個人情報の提供については、それ自体個人の権利・義務を確定する行政処分ではないこと、また、情報提供事務の実態として、定期的・定型的に提供するものが大部分を占めること等から、事前かつ個別に国の権限の行使（決裁）を行うのではなく、予め、提供事務に係るガイドライン（手続、提供範囲等）を定めることにより、提供事務の円滑かつ適正な運用を行うものである。

2 個人情報の提供に係るガイドライン

（1）日本年金機構から外部へ情報提供することについて

日本年金機構法第38条第4項及び第5項に規定する場合に限り、年金個人情報を外部へ提供できるものである。（事業所情報等の年金個人情報ではないが、個人情報保護管理規程において準用するものの提供先についても本ガイドラインの別表の範囲内で提供できるものである。）

- ① 社会保険オンラインシステムにより提供の仕組みが構築されているなど情報提供する内容が事前に決まっているものについては、本ガイドライン別表1により根拠法令、情報提供先、使用目的等を列挙し、その範囲内で行う情報提供については個別の権限の行使は不要とする。
- ② 本ガイドライン別表2により、根拠法令、提供先等を定め、その範囲内で行う情報提供については、情報提供した件数を個人情報保護管理担当部署へ報告することとし、国の権限の行使は不要とする。なお、滞納処分に関する質問検査を規定する地方税法等の条項や、年金給付と他の法律による給付との併給調整に関する事務を規定した法令等、照会元や根拠法令が多岐にわたるものについては、ガイドラインに網羅することが困難なため、本ガイドライン別表2に定められていない根拠法令であっても、法律の規定上、日本年金機構法第38条第4項及び第5項にあたることが明らかな場合、国の権限の行使は不要とする。個人情報の提供にあたって疑問点が生じた場合には、速やかに情報公開文書Gへ照会するものとする。

- ③ 本人の同意があるものについては、国の権限の行使を不要とする。
なお、情報提供した件数を②と同様、個人情報保護管理担当部署へ報告するものとする。

(2) 個人情報提供に係る事務について

- ① 上記（1）の①に係る事務について
主に日本年金機構本部が社会保険オンラインシステムにより、提供先との覚書等に基づき提供するものであり、その提供先、根拠法令等は本ガイドライン別表1に掲げるものに限る。
- ② 上記（1）の②に係る事務について
主に年金事務所が、本ガイドライン別表2に掲げる提供先に対し、必要最低限の範囲内で個人情報の提供を行うものである。
なお、提供した件数を根拠法令別に四半期単位で個人情報保護管理担当部署へ報告するものとする。
- ③ 上記（1）の③に係る事務について
②同様、提供した件数を四半期単位で根拠法令別に個人情報保護管理担当部署へ報告するものとする。

日本年金機構個人情報提供ガイドライン別表1

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基盤年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第6項各号 での分類	
市町村（特別区を含む）	国民年金の被保険者の資格に関する事項	住民基本台帳の作成（住民基本台帳法（以下「法」という。）第7条、住民基本台帳法施行令（以下「令」という。）第5条）、住民基本台帳法上の届出に関する事務（法第22条、第29条、令第23条、第24条の4、第28条）	・住民基本台帳の記載事項の確認 ・転出証明書情報の確認 ・住民基本台帳法上の届出の附記事項の確認	○	総務省	三号	イ
企業年金連合会、厚生年金基金	厚生年金保険の被保険者記録（年金分割に関する事項）	厚生年金保険法第133条の3及び第163条の4、厚生年金基金規則第74条の2	基金の加入員、加入員であった者及び受給者の標準報酬月額の改定 中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の標準報酬月額の改定	○	年金局	三号	イ
企業年金連合会	老齢厚生年金等の受給権者記録	基金の受給者に係る代行給付及び代行給付の支給停止業務 【厚生年金保険法第133条の2】 中途脱退者及び解散基金加入員に係る代行給付及び代行給付の支給停止業務 【厚生年金保険法第163条の2】	基金の受給者の在職等による老齢厚生年金の確認 中途脱退者及び解散基金加入員の在職等による老齢厚生年金の確認	○	年金局	三号	イ
	厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給者記録	政府負担金の算出業務 【厚生年金保険法61年改正法附則第84条】	厚生年金基金が政府負担金を受けるための被保険者資格記録の確認	○	年金局	三号	イ
	厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給権者記録	企業年金連合会が行う業務 【厚生年金保険法第159条】 【厚生年金保険法60年改正法附則第85条】	・中途脱退者への年金給付の支給に必要な記録確認 ・年金相談 ・企業年金連合会が政府負担金を受けるための被保険者記録の確認 ・企業年金連合会が行う責任準備金の算出に係る解散基金加入員の記録の整備 ・解散基金加入員に係る裁定請求書の送付及び代行年金の受給権の確認	○	年金局	三号	イ
	厚生年金保険の被保険者記録（養育特例に関する事項）	厚生年金保険法第26条による被保険者等の標準報酬月額の特例（養育特例）の申出を行った厚生年金基金加入員に関する業務	基金加入員であった者の養育特例期間に係る年金額の算定及び資格記録の確認のため	○	年金局	三号	イ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基礎年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第6項各号 での分類
企業年金連合会	住所情報、新規裁定者情報、厚生年金保険被保険者記録情報	基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供 基金の加入員、加入員であった者に対する裁定請求の勧奨 基金の加入員、加入員であった者及び受給者の加入員原簿との突合せ 【厚生年金保険法第130条】 中途脱退者、解散基金加入員及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供 中途脱退者及び解散基金加入員に対する裁定請求の勧奨 中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の加入員原簿との突合せ 【厚生年金保険法第159条】 確定給付企業年金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨	基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供 基金の加入員、加入員であった者に対する裁定請求の勧奨 基金の加入員、加入員であった者及び受給者の加入員原簿との突合せ 【厚生年金保険法第130条】 中途脱退者、解散基金加入員及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供 中途脱退者及び解散基金加入員に対する裁定請求の勧奨 中途脱退者、解散基金加入員及び受給者の加入員原簿との突合せ 確定給付企業年金の加入者であった者に対する裁定請求の勧奨	<input checked="" type="radio"/>	年金局	三号 イ
国民年金基金連合会	国民年金被保険者記録	国民年金基金加入者の記録の収集及び国民年金基金掛金の徴収に関する事務等 【国民年金法第第127条】	国民年金基金加入・喪失記録の有無の確認	<input checked="" type="radio"/>	年金局	三号 イ
			国民年金基金加入資格の有無の確認及び国民年金保険料未納者の把握	<input checked="" type="radio"/>	年金局	三号 イ
	住所情報及び新規裁定者情報	国民年金基金受給権者の現況確認の調査 【国民年金法第137条の15】	国民年金基金受給権者の生存確認の調査	<input checked="" type="radio"/>	年金局	三号 イ
			基金の加入員、加入員であった者及び受給者に対する裁定請求の勧奨及び年金記録等の提供 基金の加入員であった者に対する裁定請求の勧奨 【国民年金法第137条の15】 加入者であった者に対する、個人型年金への資産移管手続き及び裁定請求の勧奨	<input checked="" type="radio"/>	年金局	三号 イ
旧三公社(JR)	年金支給内容に関する事項	旧三公社における特例年金支給等調整事務 【厚生年金保険法附則第33条】	旧三公社における特例年金支給等調整のため	<input checked="" type="radio"/>	国交省	三号 イ
旧三公社(JT)	年金支給内容に関する事項	旧三公社における特例年金支給等調整事務 【厚生年金保険法附則第33条】	旧三公社における特例年金支給等調整のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号 イ
旧三公社(NTT)	年金支給内容に関する事項	旧三公社における特例年金支給等調整事務 【厚生年金保険法附則第33条】	旧三公社における特例年金支給等調整のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号 イ
地方公務員共済組合連合会	国民年金の年金受給者記録	国民年金法施行令第15条第1項 国民年金法施行規則第92条 (共済払いの基礎年金の支払に関する事務)	同左	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号 イ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基礎年金番号の 提供の有無	担当部局	根拠法第38 条第5項各号 での分類	
国家公務員共済組合連合会	年金の一部又は全額支給停止に関する事項	退職共済年金の決定・在職支給停止にかかる事務 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	厚生年金保険の被保険者である間の退職を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の確認のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号	イ
	年金支給内容に関する事項	遺族年金受給にかかる年金併給調整事務 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	遺族年金受給にかかる年金併給調整のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号	イ
	年金支給内容に関する事項	併給調整対象年金調査、加給金調整調査 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号	イ
	失業保険等の受給状態に関する事項	雇用保険受給による年金併給調整事務 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	雇用保険受給による年金併給調整のため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号	イ
	共済組合員にかかる異動・年金等情報	被用者年金一元化に伴い、厚生年金保険法の事務を行うにあたり必要な情報提供 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	同左	<input checked="" type="radio"/>	財務省	三号	イ
地方公務員共済組合連合会	年金の一部又は全額支給停止に関する事項	退職共済年金の決定・在職支給停止にかかる事務 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	厚生年金保険の被保険者である間の退職を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の確認のため	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	イ
	年金支給内容に関する事項	遺族年金受給にかかる年金併給調整事務 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	遺族年金受給にかかる年金併給調整のため	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	イ
	年金支給内容に関する事項	併給調整対象年金調査、加給金調整調査 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	イ
	失業保険等の受給状態に関する事項	雇用保険受給による年金併給調整事務 【地方公務員等共済組合法附則第26条の2】	雇用保険受給による年金併給調整のため	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	イ
	共済組合員にかかる異動・年金等情報	被用者年金一元化に伴い、厚生年金保険法の事務を行うにあたり必要な情報提供 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	同左	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	イ
日本私立学校振興・共済事業団	年金の一部又は全額支給停止に関する事項	退職共済年金の決定・在職支給停止にかかる事務 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	厚生年金保険の被保険者等である間の退職を支給事由とする年金給付の支給の停止に係る毎月の標準報酬月額及び標準賞与額等の確認のため	<input checked="" type="radio"/>	文科省	三号	イ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基盤年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第6項各号 での分類	
日本私立学校振興・共済事業団	年金支給内容に関する事項	遺族年金にかかる年金併給調整事務 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	遺族年金にかかる年金額の決定又は支給額の決定等のため	<input checked="" type="radio"/>	文科省	三号	イ
	年金支給内容に関する事項	併給調整対象年金調査、加給金調整調査 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため	<input checked="" type="radio"/>	文科省	三号	イ
	雇用保険法による基本手当等の受給状況に関する事項	雇用保険法による基本手当等の受給による年金併給調整事務 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	雇用保険受給による年金併給調整のため	<input checked="" type="radio"/>	文科省	三号	イ
	共済組合員にかかる異動・年金等情報	被用者年金一元化に伴い、厚生年金保険法の事務を行うにあたり必要な情報提供 【厚生年金保険法第100条の2第1項】	同左	<input checked="" type="radio"/>	文科省	三号	イ
全国健康保険協会	健保協会の業務の実施に必要なものに関する事項	健保法第51条の2及び健保法施行規則第2条の6第1号～第6号	同左	<input checked="" type="radio"/>	保険局	三号	ロ
厚労省保険局国民健康保険課 → 国民健康保険中央会 → 国民健康保険団体連合会 → 市町村	原生年金保険及び船員保険の年金受給権者記録	退職者医療制度に係る事務 【国民健康保険法附則第6条、第20条、国民健康保険法施行規則附則第5条】	退職者医療制度を実施する市町村において、該当者を確認するため	<input checked="" type="radio"/>	保険局	三号	ハ
厚労省労働基準局 労働基準監督署	労災年金等と併給調整の対象となる厚生年金保険等の年金受給者記録	労働者災害補償保険法第14条第2項、第15条、第16条の3、第18条等	労災年金等と公的年金各法との制度間の併給調整を確認・決定するため	<input checked="" type="radio"/>	基準局	三号	ニ
市町村（特別区を含む）	特別徴収対象者一覧等	介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条、国民健康保険法第76条の4の規定による通知	同左	<input checked="" type="radio"/>	老健局	三号	ホ
	介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項	介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条	同左	<input checked="" type="radio"/>	老健局 保険局	三号	ホ
社団法人国民健康保険中央会	介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項	介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条	同左	<input checked="" type="radio"/>	老健局 保険局	三号	ホ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基礎年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第6項各号 での分類	
社団法人地方税電子化協議会	個人住民税の年金からの特別徴収に関する事項	地方税法第321条の7の3 地方税法施行規則第9条の8	同左	○	総務省	三号	木
国民健康保険団体連合会	介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の年金からの特別徴収に関する事項	介護保険法第134条、高齢者の医療の確保に関する法律第110条の規定において準用する介護保険法第134条、国民健康保険法第76条の4の規定において準用する介護保険法第134条	同左	○	保険局	三号	木
国民年金基金連合会	確定拠出年金制度において、個人型年金における加入申出者等の資格確認及び納付確認の状況把握に関する事項	確定拠出年金業務 【確定拠出年金法第74条】	確定拠出年金加入資格者の確定のため	○	年金局	三号	ヘ
独立行政法人福祉医療機構	年金受給権を担保とする小口の融資に関する厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者記録	独立行政法人福祉医療機構法第12条	年金受給権を担保とする小口の融資に関する事務の円滑、かつ、能率的な運営を図るため	○	年金局 社会局	三号	ヘ
	厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者記録	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2	承継年金担保の承継債権管理回収のため	○	年金局 社会局	三号	ヘ
企業年金連合会	厚生年金保険の被保険者資格記録及び新規裁定者に係る年金受給者記録	確定給付企業年金と厚生年金基金との間の移転業務 年金受給権者の死亡調査 【確定給付企業年金法第107条、第110条の2、第111条、第112条】	・確定給付企業年金が行う年金給付及び年金相談の業務を円滑に行うため ・企業年金連合会が行う責任準備金の算出に係る解散基金加入員とみなされた者に関する記録の整備 ・解散基金加入員とみなされた者に係る裁定請求書の送付及び代行年金の受給権の確認	○	年金局	三号	ヘ
独立行政法人農業者年金基金	国民年金の資格記録	農業者年金基金受給権者の業務 【独立行政法人農業者年金基金法第3条】	農業者年金基金受給権者の生存確認の調査	○	年金局 農水省	三号	ヘ
	国民年金の資格記録	国民年金と農業者年金基金の被保険者記録の整合性確保 【独立行政法人農業者年金基金法第3条】	国民年金と農業者年金基金の被保険者記録の整合性確保	○	年金局 農水省	三号	ヘ
都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会	厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録	地方議員加入期間と厚生年金保険加入期間（船員保険も含む）の重複確認業務 【地方公務員等共済組合法第161条の2、同法施行令第69条】	地方議員加入期間と厚生年金保険加入期間（船員保険も含む）の重複確認のため	○	総務省	三号	ヘ
社会保障協定締結国連絡機関	・適用証明書の情報 ・届出書の回付・その証明及び被保険者期間の証明	・社会保障に関する日本国と社会保障協定締結国との間の協定 ・社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例に関する法律	社会保障協定に関する適用・給付事務のため	○	年金局 年金機構	三号	ヘ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基幹年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第6項各号 での分類	
株式会社日本政策金融公庫	年金支給内容に関する事項	三共済受給者(担保設定者)及び旧農林共済受給者における情報提供 【株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第1条】	年金を担保とする貸付の事務のため	○	財務省	三号	へ
沖縄振興開発金融公庫	年金支給内容に関する事項	三共済受給者(担保設定者)及び旧農林共済受給者における情報提供 【沖縄振興開発金融公庫法第19条】	年金を担保とする貸付の事務のため	○	内閣府	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	年金支給内容に関する事項	併給調整対象年金調査、加給金調整調査 【国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条】	併給調整対象年金調査、加給金調整調査のため	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険の被保険者記録（現役役職員が対象）	①適用事業所の合併等異動の特定（特例年金政令（平成14年政令第45号）第28条第3項） ②異動後の適用事業所に対して、特例業務負担金を告知（特例年金省令（平成14年農林水産省令第25号）第49条）	特例業務負担金の徴収事務のため（同負担金は、標準報酬月額を元に計算）。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施のための事前準備に関する事項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施のための事前準備	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の円滑な実施に係る事前準備のため	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	失業保険等の受給状態に関する事項	雇用保険受給による年金併給調整事務 【厚生年金保険法附則第7条の4】	雇用保険受給による年金併給調整のため	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険及び船員保険の被保険者記録（既裁定者が対象）	①継続厚生年金期間を含めた既裁定年金の額改定（平成13年統合法附則第10条、第16条）	統合前から引き続き農林漁業団体に勤務していた者に対する移行年金額の改定に当たり、厚生年金の被保険者資格を喪失状況を毎月チェックするため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合		②在職支給額の計算（平成14年経過措置政令（平成14年政令第44号）第14条第1項等）	移行年金者が厚生年金の被保険者である場合の標準報酬月額に基づく在職支給額の計算、及び同資格を喪失した場合の在職支給停止の解除のため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合		③特例年金の額改定（平成13年統合法附則第44条第5項等）	特例年金額の改定に当たり、旧農林共済組合員期間と継続厚生年金期間を合わせて20年以上になったかどうかの確認のため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合		④特例年金の在職中停止（平成13年統合法附則第44条第9項等）	特例年金は厚生年金の被保険者である間支給停止となっているため。	○	農水省	三号	へ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基礎年金番号の 提供の有無	担当部局	機構法第38 条第5項各号 での分類	
農林漁業団体職員共済組合	基礎年金番号疑重複情報	基礎年金番号訂正者の情報提供（平成13年統合法（法律第101号）附則第60条第2項）	複数の基礎年金番号を保有する者について、基礎年金番号を統合するため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	既裁定者証番通知（新規裁定者証番）	①新規裁定者の年金コード記録 ②新規裁定者の移行年金証書の再発行（平成13年統合法附則第60条第2項）	移行年金証書の年金受給者への発行に当たり、厚生年金仕様の年金証書番号を印字するため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	既裁定者代用支払情報	代用支払通知の作成と受給者への通知（平成13年統合法附則第60条第2項）	金融機関への振り込み不能により現金支払に変更された者に対して、他の金融機関での払出証書を発行するため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険の被保険者原簿（新規裁定者の原簿）	①被保険者原簿の収録と裁定・改定該当者等の抽出 ②特例年金裁定のための請求書送付、既裁定年金の額改定処理（平成13年統合法附則第60条第2項）	特例年金の請求指導、既裁定年金の額改定等の処理のため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険の被保険者原簿（既裁定者の更新原簿）	①被保険者原簿の収録と失権、在職支給該当者等の抽出 ②失権書類の送付、在職支給調整等処理（平成13年統合法附則第60条第2項）	失権処理、在職支給調整等の処理のため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	既裁定者振込不能報告／取消情報	①不能報告／取消情報の記録と該当者の出力 ②振込不能者の確認と口座変更、解約等の処理 ③振込明細（訂正／取消）作成と回付（平成13年統合法附則第60条第2項）	死亡による口座の閉鎖等により振込不能となった者の振込明細情報（訂正／取消）の作成のため。	○	農水省	三号	へ
農林漁業団体職員共済組合	年金支給内容に関する事項	遺族年金受給にかかる年金併給調整事務〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条〕	遺族年金受給にかかる年金併給調整のため	○	農水省	三号	へ
国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団	老齢厚生年金の加給年金額等	社会保障協定特例法で定められた加給年金額等の支給の調整 〔社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第15条、第34条、第93条〕	社会保障協定特例法で定められた加給年金額等の支給の調整を行うため	○	年金局 年金機構	三号	へ

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基礎年金等の 提供の有無	担当部局	機械法第38 条第5項各号 での分類	
地方公務員共済組合連合会	介護特別徴収対象者記録	介護特別徴収対象者の市町村への通知 【介護保険法第134条】	特別徴収の対象となる年金との突合	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	木
	国民健康保険料（税）及び後期高齢者 医療保険料の特別徴収対象者記録	国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者の市町村への通知 【国民健康保険法第76条の4、高齢者の医療の確保に関する法律第110条】	特別徴収の対象となる年金との突合	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	木
	個人住民税の特別徴収対象者記録	個人住民税の特別徴収対象者の市町村への通知 【地方税法第321条の7の3】	特別徴収の対象となる年金との突合	<input checked="" type="radio"/>	総務省	三号	木
財団法人地方自治情報センター	本人確認情報の提供に関する事項	住民基本台帳法第30条の7、第30条の10	同左	<input checked="" type="radio"/>	総務省	目的内利用	
ゆうちょ銀行	年金たる保険給付の支払にかかるデータ	年金受給者への年金の支払事務 【予算決算及び会計令第42条の2、支出官事務規程第11条】	受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため	<input checked="" type="radio"/>	総務省	目的内利用	
日本銀行	年金たる保険給付の支払にかかるデータ	年金受給者への年金の支払事務 【昭和52年3月31日付裁計第753号通知】	受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため	<input checked="" type="radio"/>	—	目的内利用	
財務省会計センター	年金たる保険給付の支払にかかるデータ	年金受給者への年金の支払事務 【予算決算及び会計令第42条の2、支出官事務規程第11条】	受給者に対し厚生年金等の支払を円滑に行うため	<input checked="" type="radio"/>	財務省	目的内利用	
社会保険診療報酬支払基金 →後期高齢者医療広域連合	75歳以上の認定解除された被扶養者 情報及び障害認定解除被扶養者情報	高齢者の医療の確保に関する法律第99条 第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条	同左	<input checked="" type="radio"/>	保険局	被扶養者情報	
厚生労働省労働基準局	事業所情報（事業所名称、事業所所在地、電話番号、適用年月日、被保険者数、社会保険統一事業所コード等）	社会保険の適用事業所データと労働保険の適用台帳データとの突合に必要な情報の提供とその取扱に関する協定 (H14.3.25)	労働保険の適用の適正化を図るため	<input checked="" type="radio"/>	基準局	事業所情報等	
健康保険組合連合会 →健康保険組合	特定適用事業所情報（事業所整理記号、事業所所在地、事業所適用年月日、法人番号、特定適用事業所区分、該当・不該当年月日等）	健康保険組合における特定適用事業所情報の把握（健康保険法第39条第2項）	短時間労働者の被保険者資格の管理などの事務処理を正確に行うため	<input checked="" type="radio"/>	保険局	事業所情報等	

日本年金機構個人情報提供ガイドライン別表2

【機構法第38条第4項に基づき提供する場合】	
提供先	根拠法令等
裁判所	刑事訴訟法第99条第2項に基づく証拠物の提出命令
検察官、検察事務官、司法警察職員及び都道府県警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項の照会
検察官、検察事務官、司法警察職員及び都道府県警察	刑事訴訟法第218条第1項に基づく差押え
検察官、裁判所及び裁判官	刑事訴訟法第507条に基づく裁判の執行に関する調査
裁判所	民事訴訟法第223条に基づく文書提出命令等
検察官及び検察事務官	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第71条第1項及び第2項による照会
警察官	少年法第6条の5第1項による差押え
家庭裁判所	少年法第15条による提出命令及び差押え
検察官及び司法警察員	国際捜査共助等に関する法律第8条第2項による差押え
検察官及び司法警察員	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第8条において準用する国際捜査共助等に関する法律第8条第2項による差押え
裁判所及び裁判官	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項による提出命令、差押え及び照会
都道府県警察	国際捜査共助等に関する法律第8条第2項に基づく差押え
都道府県警察	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第8条において準用する国際捜査共助等に関する法律第8条第2項に基づく差押え
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第26条第2項に基づく報告の徵取及び検査に関する照会
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第27条の22第3項に基づく報告の徵取及び検査に関する照会

根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第27条の30第3項に基づく報告の徵取及び検査に関する照会
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第27条の35第2項に基づく報告の徵取及び検査に関する照会
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第177条第2項に基づく課徴金に関する調査
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第185条の15第3項に基づく課徴金納付命令の執行に関する照会
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第187条第2項に基づく審問等に関する調査
根拠法令に基づく照会を行った官公署	金融商品取引法第210条第2項に基づく犯則事件の調査
根拠法令に基づく照会を行った官公署	国税犯則取締法第1条第3項に基づく犯則事件調査関係事項の照会
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	国税犯則取締法第2条に基づく捜索、差押え等
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	国税徴収法第141条に基づく質問及び検査（滞納処分に関する質問検査を規定する地方税法等の条項を含む。例：「滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」とされている条項。）
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	国税通則法第74条の2に基づく質問検査権
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	国税通則法第74条の3に基づく質問検査権
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	国税通則法第97条に基づく質問、検査等
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第72条の7に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第72条の63に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第72条の84に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第73条の8に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第74条の7に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第77条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行使した官公署	地方税法第116条に基づく質問検査

根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第144条の11に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第155条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第264条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第298条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第353条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第396条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第470条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第525条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第588条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第674条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第701条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第707条に基づく質問検査
根拠法令に基づく質問検査等を行った官公署	地方税法第733条の4に基づく質問検査
税闇職員	関税法第119条第2項に基づく質問検査等
会計検査院	会計検査院法第26条に基づく提出要求
生活保護の実施機関及び福祉事務所	生活保護法第29条第2項に基づく調査（提供義務が課される事項：年金支給額、年金支給期間に関する事項（一時金に関する情報を除く。））<注>他の事項（生活保護法第29条第1項に基づく調査事項）は本人の同意に基づき提供すること。

※地方税法各条項に基づく質問検査に対する提供対象者については、【ガイドライン別表2別紙】（地方税法に基づく質問検査への情報提供）参照。

【機構法第38条第5項各号に基づき提供する場合】

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	お届け番号の 提供の可否	担当部局	機構法第38条第5項各号での分類
地方厚生（支）局	事業所情報（事業所名、事業所所在地等）	厚生年金基金等への情報提供の際の経由 機関業務	厚生年金基金等への事業主に係る情報を 提供するため	○	年金局	三号 イ
市町村（特別区を含む。）	国民年金第1号被保険者に関するデータ	法定受託事務及び自治事務 〔国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2〕	市町村が行う国民年金事務（法定受託事務および自治事務）の円滑な遂行のため	○	総務省	三号 イ
厚生年金基金等	厚生年金基金等の業務の実施に必要なものに関する事項	厚生年金基金等が法令の規定に基づき行 うこととされている業務	同左	○	年金局	三号 イ
全国健康保険協会	全国健康保険協会の業務の実施に必要なものに関する事項	全国健康保険協会が法令の規定に基づき行 うこととされている業務	同左	○	保険局	三号 ロ
市町村（特別区を含む。） (国民健康保険担当課)	国民年金被保険者原籍情報 第2号被保険者喪失情報 第1号・第3号被保険者資格喪失・訂正 者情報 国民年金被保険者異動情報	国民健康保険の適用業務 〔国民健康保険法第113条の2〕	国民健康保険の適用業務を行うため	○	保険局	三号 ハ
市町村（特別区を含む） (国民健康保険担当課)	国民健康保険短期証交付対象者情報 国民健康保険短期証除外対象者情報 (国民年金1号未納情報)	国民健康保険法第9条第10項及び第113条 の2	国民年金保険料の未納者に対する国民健 康保険の短期被保険者証の交付	○	保険局	三号 ハ
年金保険者たる各種共済組合 労働基準監督署 健康保険の保険者等	年金の支給内容に関する事項	公的年金各法及び労働者災害補償保険法等の規定に基づき制度間の給付調整 〔国民年金法第20条、厚生年金保険法第38条、労働者災害補償保険法第14条第2項、第15条、第16条の3、第18条、健康保険法第108条等〕 ※国民年金法又は厚生年金保険法に基づく年金給付との併給調整を規定する他の法律を含む。	公的年金各法及び労働者災害補償保険法等の規定に基づき制度間の給付調整を行 うため	○ 国共…財 地共…總 私學…文 農林…農 労傷…基 準局等	三号 ニ	ニ
市町村（特別区を含む。） (介護保険担当課)	公的年金給付の支給状況	保険給付の支給要件及び保険料の決定の審査 〔介護保険法第203条〕	介護保険に係る保険給付の支給要件及び保険料の決定の審査を行うため	○	老健局	三号 ヘ
市町村（特別区を含む。） (税務担当課)	国民年金第1号被保険者等の保険料の納付状況	保険料に係る社会保険料控除の適正化	保険料に係る社会保険料控除の適正化を 図るため	○	総務省	三号 ヘ
都道府県 市（特別区を含む。） 福祉事務所を管理する町村 (家庭福祉課)	公的年金給付の支給状況	児童扶養手当の支給要件の審査 〔児童扶養手当法第30条〕	児童扶養手当の支給要件の審査を行 うため	○	雇児局	三号 ヘ
都道府県 (特別児童扶養手当・障害児福祉手当担当課)	公的年金給付の支給状況	特別児童扶養手当等の支給要件の審査 〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条〕	特別児童扶養手当等の支給要件の審査を行 うため	○	雇児局	三号 ヘ

税務署	国民年金第1号被保険者等の保険料の納付状況	保険料に係る社会保険料控除の適正化	保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るため	○	財務省	三号	へ
各都道府県後期高齢者医療広域連合	老齢福祉年金受給者情報	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付に関する事務	後期高齢者医療制度における高額療養費等の自己負担制度の判定に係る事務に必要なため	×	保険局	三号	へ
市町村(特別区を含む。) (担当課)	公的年金給付の支給状況	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 【身体障害者福祉法第18条、知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項】	介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者及び知的障害者への障害福祉サービス提供、又は障害者支援施設等入所等の措置のため	×	社援局	三号	ト
都道府県 (担当課)	公的年金給付の支給状況	自傷他害行為を行うおそれがある精神障害者の入院措置に関する事務 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項、第29条の2第1項】	自傷他害行為を行うおそれがある精神障害者を措置入院させるため	×	社援局	三号	ト
市町村(特別区を含む。) (担当課)	公的年金給付の支給状況等	精神障害者、知的障害者及び高齢者の審判の請求に関する事務 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2、知的障害者福祉法第28条、老人福祉法第32条】	精神障害者、知的障害者及び高齢者の審判の請求をするため	×	老健局 社援局	三号	ト
市町村(特別区を含む。) (担当課)	公的年金給付の支給状況	居宅における介護、老人ホームへの入所等の措置に関する事務 【老人福祉法第10条の4、第11条】	高齢者への居宅における介護等、又は老人ホーム入所等の措置のため	×	老健局	三号	ト
都道府県 市町村(特別区を含む。) (担当課)	公的年金給付の支給状況等	虐待を受けている高齢者又は障害者に対する福祉の措置 【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第1項、第24条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第1項、第19条】	虐待を受けている高齢者及び障害者への虐待の防止や保護のため ○ (※振込口座の変更などの手続きを行うために必要な場合に限る。)	老健局 社援局	三号		ト
市町村(特別区を含む。) (担当課)	年金の振込に対する金融機関の口座情報等(金融機関名・支店名・預金科目(種類)口座番号・口座名義等)	虐待を受けている高齢者等に対する福祉の措置【老人福祉法第36条】 ※本人の同意を得ることができない理由等が分かれる書類の添付が必要	虐待を受けている高齢者等への虐待の防止や保護のため	×	老健局	四号	一
保護観察所	公的年金給付の支給状況 年金加入記録等	医療観察対象者の社会復帰促進【心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第22条】 ※本人の同意を得ることができない理由等が分かれる書類の添付が必要	医療観察対象者の生計の確保等の生活環境の調整のため	×	法務省	四号	一
事業主(船舶所有者及びその事務組合を含む。)	退職者の住所及び電話番号	厚生労働大臣への厚生年金保険原簿の訂正の請求(厚生年金保険法第28条の2)	同左	×	年金局	四号	一
市町村(特別区を含む。) (国民年金担当課)	国民年金被保険者原簿情報 第2号被保険者喪失情報	法定受託事務及び自治事務 【地方自治法第2条】	国民年金の業務を行うため	○	総務省		目的内利用
事業主(船舶所有者及びその事務組合を含む。)	法令上、事業主が行うこととされている事務に係る記録	被保険者等の記録確認 【厚生年金保険法第27条他】	事業主が被保険者等の記録を確認するため	○	年金機構		目的内利用

【事業所情報等を提供する場合】

提供先	提供データ事項	使用業務（根拠法令）	使用目的	基準年会員号の 提出の可否	担当部局	根拠法第38条第5項各号での分類
都道府県労働局 労働基準監督署	事業所情報（事業所名、労働者数等）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第43条の2	労働保険の適用の適正化を図るため	×	基準局	—
都道府県労働局 (労働者派遣事業監督担当課)	事業所情報（事業所名、事業所所在地等）	派遣元事業主等における社会保険の適用 の適正化 〔労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条、第35条〕	派遣元事業主等における社会保険の適用 の適正化を図るため	×	安定局	—
都道府県労働局 (労災補償担当課)	健康保険法に基づく給付を行わなかつた者の記録	労災保険法に基づく保険給付の適正化 〔労働者災害補償保険法第1条〕	労災保険法に基づく保険給付の適正化を 図るため	×	基準局	—
都道府県労働局 労働基準監督署	事業所情報（事業所名、所在地、代表者名、適用年月日、全般年月日、社会保険料の納入状況、滞納処分の有無等）	賃金の支払の確保等に関する法律第12条 の2第1項	未払賃金の立替払事業の遂行のため	×	基準局	—

*本ガイドライン別表2は、提供が認められるケースを網羅的に記載した限定例挙リストではないことから、ガイドライン別表2に定められていない根拠法令であっても、日本年金機構法第38条第4項及び第5項に基づき、対応すること。また、提供可否の判断に関して疑義が生じた場合には、情報公開文書Gへ照会すること。

地方税法に基づく質問検査への情報提供

提供先	科目	質問検査権 (賦課徴収)	提供対象者	
			年金受給権者	第1号被保険者・事業主
道府県の徴税吏員	事業税	72条の7	○	
総務省指定職員	個人の事業税	72条の63	○	
道府県の徴税吏員	譲渡割	72条の84	○	○
道府県の徴税吏員	不動産取得税	73条の8		○
道府県の徴税吏員	たばこ税	74条の7	○	○
道府県の徴税吏員	ゴルフ場利用税	77条	○	
道府県の徴税吏員	自動車取得税	116条		○
道府県の徴税吏員	軽油引取税	144条の11	○	
道府県の徴税吏員	自動車税	155条	○	
道府県の徴税吏員	道府県法定外普通税	264条	○	
市町村の徴税吏員	市町村民税	298条	○	
市町村の徴税吏員、 固定資産評価員又は 固定資産評価補助員	固定資産税	353条	○	
道府県の徴税吏員及び 総務省指定職員	固定資産の調査	396条	○	
市町村の徴税吏員	たばこ税	470条	○	○
市町村の徴税吏員	鉱産税	525条	○	
市町村の徴税吏員	特別土地保有税	588条	○	○
市町村の徴税吏員	市町村法定外普通税	674条	○	
指定都市等の徴税吏員	事業所税	701条の35	○	○
徴税吏員	水利地益税	707条	○	
地方団体の徴税吏員	法定外目的税	733条の4	○	